

資料-6 災害時等における相互協力に関する協定（西日本高速道路）

兵庫県たつの市（以下「甲」という。）と西日本高速道路株式会社関西支社姫路高速道路事務所（以下「乙」という。）とは、災害時等における相互協力に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

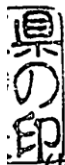
（目的）

第1条 本協定は、災害時等の応急対策及び復旧業務に関し相互協力に必要な事項を定め、これらの業務の適切かつ円滑な遂行を図ることを目的とする。

（協力の内容）

第2条 甲及び乙は、次の各号に掲げる事項について、自ら行う業務に支障のない範囲において相互協力を努めるものとする。

- (1) 災害時緊急開口部を活用した車両の運行
- (2) 情報等の相互提供
- (3) 応急対策及び復旧業務の実施に必要となる資機材の提供
- (4) 休憩施設を緊急車両等の中継基地として提供
- (5) 高速道路通行止め区間を活用した緊急車両の通行等
- (6) 救急搬送場所の提供
- (7) その他措置の実施に必要と認められる事項



（協力の要請）

第3条 要請は、協力要請書（別記様式第1号）をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく措置）

第4条 甲及び乙は、要請を受けた措置を実施するとともに、履行した措置の内容を報告書（別記様式第2号）により相手方に提出するものとする。

（費用の負担）

第5条 要請を受けた措置の実施に要する費用は、法令その他別に定めがある場合を除くほか、原則として要請者が負担するものとする。

（連絡責任者の報告）

第6条 甲及び乙は、本協定にかかる連絡責任者を本協定締結後速やかに連絡責任者届（別記様式第3号）により相手方に報告するものとし、当該連絡責任者に変更があった場合には、直ちに相手方に報告するものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する日の1ヶ月前までに甲及び乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、本協定は、有効期間が満了する日の翌日から1年間有効期間を延長するものとし、以降もまた同様とする。

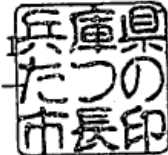
(協議)

第8条 本協定に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、その都度、甲及び乙で協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成25年12月19日

甲 兵庫県たつの市龍野町富永1005-1
たつの市長 栗原



乙 兵庫県姫路市相野941-103
西日本高速道路株式会社 関西支社
姫路高速道路事務所長 栗崎



協力要請書

平成 年 月 日

被要請者

様

要請者

災害時等における協力要請について

「災害時等における相互協力に関する協定」第3条に基づき、下記のとおり要請します。

記

1 災害等及び協力要請を必要とする状況

2 必要とする協力の内容

要請期日	必要とする協力の内容	数量	要請の場所	備考

（ 問合せ先
電話 — —
FAX — —
担当 ）

様式第2号（第4条関係）

報 告 書

平成 年 月 日

要請者

様

被要請者

「災害時等における相互協力に関する協定」第4条に基づき、履行した措置の内容を下記のとおり報告します。

記

履行した措置の内容

期日	履行した措置の内容	数量	履行の場所	備考

問合せ先

電話	—	—
FAX	—	—
担当		

連絡責任者届

【たつの市】

1 連絡責任者

役職 氏名	
TEL	
携帯 TEL	
FAX	

2 時間外及び休日の場合の連絡先

項目	第1連絡先	第2連絡先
役職 氏名		
TEL		
携帯 TEL		
FAX		

3 勤務時間及び休日

- ・勤務時間：
- ・休日：

【西日本高速道路株式会社】

1 連絡責任者

役職 氏名	
TEL	
携帯 TEL	
FAX	

2 時間外及び休日の場合の連絡先

項目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
TEL		
携帯 TEL		
FAX		

3 勤務時間及び休日

- ・勤務時間：
- ・休日：